

まいばらコラボチャレンジ事業の補助金について

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

事業の目的

地域の様々な福祉課題の解決に向けた活動を行う者同士がつながるきっかけとなり、互いの強みを活かしながら協働して取り組む福祉活動を応援することを目的としています。

対象となる主体

自治会、福祉事業所、社会福祉法人、NPO、ボランティアグループ、学校、企業、個人等、福祉活動を推進するあらゆる主体が対象となり、それぞれが協力し合う活動に対し助成します。

協働の活動例

事例1

【広域の生活支援サービスを開発する】

まちづくり団体×まちづくり団体

共通の課題を持つ団体同士が、先進地視察を合同で行い、新たな広域の生活支援サービスの企画・実施につなげる。



事例2

【移動販売による買い物支援事業を実施する】

自治会×福祉事業所×企業

○役割分担

自治会：移動販売の地域への周知等の調整

福祉事業者：移動販売の拠点の提供

企業：移動販売の実施

買い物に出かけるのが難しい高齢者のために移動販売事業を実施する。



事例3

【障がい者理解のための学習会を開催する】

当事者団体×社会福祉法人

地域の福祉理解が深まるよう当事者団体や障がい分野の福祉施設が協働して住民対象の学習会を開催する。



事例4

【農福連携で高齢者の生きがいの場をつくる】

自治会×企業（農業団体）

○役割分担

自治会：地域の高齢者の居場所運営、

野菜の袋詰め作業等の仕事の調整

企業：野菜を生産し販路開拓、仕事の提案

お仕事を主とした新しい地域の高齢者の居場所メニューを企画する。



活動補助金

1つの活動につき年間最大50万円、3年で総額100万円を上限に助成します。

補助金額は、総活動費の3/4を上限とします。申請書提出期限は6月末日（申請後、審査があります）

ご連絡・お問合せ先 お近くの各地域福祉活動センターまで気軽にお問合せください。

○米原地域福祉活動センター ○山東地域福祉活動センター ○伊吹地域福祉活動センター ○近江地域福祉活動センター

滋賀県米原市三吉 570

滋賀県米原市志賀谷 1907

滋賀県米原市春照 56

滋賀県米原市顔戸 21-2

電話:0749-54-3105

電話:0749-55-3933

電話:0749-58-1770

電話:0749-52-1463